

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成25年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
山の下まちづくりセンター	新潟市東区古川町4番12号	会議室1	72.72	平成25年3月15日
		会議室2	73.80	
		会議室3	70.87	
		多目的ホール	87.07	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容異動年月日
岩室農村環境改善センター	新潟市西蒲区和納2丁目21番1号	多目的ホール	499.00	平成25年3月15日
		和室研修室	98.00	
和納保育園	新潟市西蒲区和納2丁目9番35号	遊戯室	180.00	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
礎保育園	新潟市中央区礎町通6ノ町2246番地2	遊戯室	79.31	平成25年3月15日